

座間市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、若年のがん患者が在宅生活において居宅サービス（以下「サービス」という。）を利用するに当たり、本人及びその家族等の金銭的負担を軽減するため、その費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 本事業において助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者
- (2) サービスの利用時に年齢が40歳未満であり、かつ、本事業の申請時に40歳未満である者
- (3) 医療機関により回復の見込みがない状態に至ったと判断された者
- (4) 医療機関に入院せず療養する者

(助成対象サービス)

第3条 助成の対象となるサービスは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、既に他の制度における費用の助成を受けている又は受けることができる場合は、この限りでない。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護に相当するもの
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に相当するもの
- (3) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与に相当するもの
- (4) 法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売に相当するもの

(助成の額)

第4条 助成の額は、1月につき前条に規定するサービスの利用に係る経費に10分の9を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5万4,000円を限度とする。

(助成の申請)

第5条 本事業による助成金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 助成対象者
- (2) 助成対象者と同一世帯である者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 申請者は、助成の申請に当たり、座間市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に医療機関の意見書を添えて市長に提出するものとする。

る。

3 前項の場合において、第1項第2号及び第3号に該当する者が助成を申請するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を申請書に添付しなければならない。

(1) 第1項第2号に該当する者 申請者及び助成対象者が属する世帯全員の住民票の写し

(2) 第1項第3号に該当する者 申立書

(助成の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付を決定したときにあつては座間市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付決定通知書（第2号様式）を、不交付を決定したときにあつては座間市若年がん患者在宅療養支援事業助成金不交付決定通知書（第3号様式）を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容に変更が生じたときは、座間市若年がん患者在宅療養支援事業助成金申請内容変更届出書（第4号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 交付決定者は、助成対象者が第2条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合は、座間市若年がん患者在宅療養支援事業助成金辞退届出書（第5号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(助成金の請求)

第8条 交付決定者は、市長が申請書の提出を受けた日以降のサービスに係る費用について、助成金を請求することができる。

2 交付決定者は、前項に規定する請求について、1月を単位とし、かつ利用月の末日から起算して1年以内に、座間市若年がん患者在宅療養支援事業助成金請求書（第6号様式。以下「請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) サービスの利用に要した領収書等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、助成対象者が第2条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合は、当該理由が発生してから1年の範囲において助成金を請求することができる。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は市長が助成金の返還の必要があると認めたときは、助成金の全部又は一部の返還を交付決定者に命じることができる。

(実施細目)

第11条 この告示に定めるもののほかこの事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。